

独立した監査法人の「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する
平成28年度の利率（案）」にかかる保証報告書

平成29年4月24日

公益財団法人自動車リサイクル促進センター
理事長 郡 篤 孝 殿

新日本有限責任監査法人

業務責任者 公認会計士

長 光雄 

業務責任者 公認会計士

児玉卓也 

当監査法人は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターが作成した平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成28年度の利率（案）」に関して、下記の手続を実施しました。

「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成28年度の利率（案）」の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成28年度の利率（案）」に対して実施した手続に基づく結論を表明することにあります。

当監査法人は、「公認会計士等が行う保証業務等に関する研究報告」（平成21年7月1日日本公認会計士協会）に準拠して手続を行いました。

実施した手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した手続ではなく、「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成28年度の利率（案）」に対する監査意見を表明するための監査手続ではありません。

これらの手続を実施した限りにおいては、公益財団法人自動車リサイクル促進センターの「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成28年度の利率（案）」において算出された利率について、「使用済自動車の再資源化等に関する法律第75条」及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第70条」に基づき正しく算出されていないと認められる事項は発見されませんでした。

公益財団法人自動車リサイクル促進センターと当監査法人又は業務責任者との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はありません。

記

当監査法人は、「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成28年度の利率(案)」作成に関連する業務環境の理解及び内部統制の整備状況を理解した上で、再資源化預託金等特定資産運用益に対する分析的手続及び以下に記載した手続を実施しました。

I. 預託されて期中に入金となった資金の運用状況及び期末残高の検討を行うために、以下の手続を実施しました。

- ① 約定システムから出力された「債券取引明細表」を入手し、当期に債券を取得した取引のうち40件について、資産管理サービス信託銀行株式会社からの「信託財産運用状況報告書(決算)」と照合した。
- ② 約定システムから出力された平成29年3月末の「債券残高明細表」を入手し、額面合計について資産管理サービス信託銀行株式会社からの「信託財産運用状況報告書(決算)」と照合した。また、「信託財産運用状況報告書(決算)」に記載されている信託元本の金額は、当監査法人が資産管理サービス信託銀行株式会社から直接入手した確認状と照合した。
- ③ 再資源化預託金等特別会計の預金について、調査日時点の会計システムから出力された「貸借対照表 試算表(月次)」と平成29年3月末の残高証明書を照合した。

II. 「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成28年度の利率(案)」に記載された金額、利率を検証するために、以下の手続を実施しました。

- ① 2. 「平成28年度の運用利益金の総額等」の「下記(1)(2)(3)(4)の合計額」の金額について、計算突合を実施した。
- ② 2. (1) 「平成28年度において再資源化預託金等を運用して得た運用利益金(再資源化預託金等特定資産運用益)の総額」の金額について、調査日時点の会計システムから出力された「正味財産増減計算書試算表」の「再資源化預託金等特定資産運用益」の金額と照合した。また、「総勘定元帳」の「再資源化預託金等特定資産運用益」勘定に計上された金額のうち、債券利息の入金額については、30件について、資産管理サービス信託銀行株式会社からの「信託財産運用状況報告書(決算)」と照合し、未収利息については、約定システムから出力された「未収収益明細表」と照合し、償却原価法による償却金額については、約定システムから出力された「償却額明細表」と照合した。また、約定システムから出力された「償却額明細表」については、30件について、再計算を実施した。
- ③ 2. (2) 「平成27年度の利率計算において利率の小数点以下5位未満切捨て処理にて生じた差額」の金額について、「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成27年度の利率」の「平成27年度の運用利益金の総額等」、「平成27年度末における再資源化預託金等の残高」、「平成27年度末における平成26年度までの運用利益金の残高」及び「利率」に基づき計算突合を実施した。

- ④ 2. (3) 「平成28年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた1円未満の端数を合計した額等」の金額について、リサイクルシステムから出力された「当年度の利息計算で切り捨てた1円未満の端数合計」及び「当年度預託金取消にて発生した誤差額」と計算突合を実施した。
- ⑤ 2. (4) 「平成27年度以前に請求され、平成28年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、平成27年度までの複利計算をした元利合計額と支払金額との差額」の金額について、リサイクルシステムから出力された「前年度以前に請求され、当年度に返還された預託金等について、前年度までに複利計算をした元利合計額と支払額との誤差」と照合した。
- ⑥ 3. 「平成28年度末における再資源化預託金等の残高」の「下記(1)(2)の合計額」の金額について、計算突合を実施した。
- ⑦ 3. (1) 「平成28年度末における再資源化等預託金の残高」及び3. (2) 「平成28年度末における情報管理預託金の残高」の金額について、リサイクルシステムから出力された「再資源化預託金等残高集計表」と照合した。
- ⑧ 4. 「平成28年度末における平成27年度までの運用利益金の残高」の「下記(1)から(2)(3)(4)(5)の合計を減じた額」の金額について、計算突合を実施した。
- ⑨ 4. (1) 「平成27年度末の運用利益金(未払再資源化預託金等利息)の残高」の金額について、監査済財務諸表と照合した。
- ⑩ 4. (2) 「平成28年度に再資源化預託金等の払渡し等に付して支払った利息の総額」の金額について、調査日時点の会計システムから出力された「収支試算表兼予算残高表」の「408750 未払再資源化預託金等利息支払支出」、「408950 未払再資源化預託金等利息支払支出」及び「410309 未払再資源化預託金等利息支払支出」の金額と計算突合を実施した。また、「総勘定元帳」の「預払渡 未再利支出 再資源化等預託金払渡支出(再資源化支援部)」、「預払渡 未再利支出 再資源化等預託金払渡支出(その他)」、「預払渡 未再利支出 情報管理預託金払渡支出」に計上された金額について、リサイクルシステムから出力された「仕訳票」と照合した。
- ⑪ 4. (3) 「平成27年度の利率計算において利率の小数点以下5位未満切捨て処理にて生じた差額」の金額について、2. (2)の金額と照合した。
- ⑫ 4. (4) 「平成28年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた1円未満の端数を合計した額等」の金額について、2. (3)の金額と照合した。
- ⑬ 4. (5) 「平成27年度以前に請求され、平成28年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、平成27年度までの複利計算をした元利合計額と支払金額との差額」の金額について、2. (4)の金額と照合した。
- ⑭ 5. 「利率」の算式の計算結果について、計算突合を実施した。

平成29年4月17日

公益財団法人自動車リサイクル促進センター
資金管理センター

再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成28年度の利率(案)

自動車リサイクル法第75条及び同法施行規則第70条の規定に基づき、再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成28年度の利率(案)を下記のとおり算出する。

1. 利率の算式

平成28年度の運用利益金の総額等(下記2.)を、平成28年度末における再資源化預託金等の残高(下記3.)と平成28年度末における平成27年度までの運用利益金の残高(下記4.)の合計で除して算出。(小数点以下5位未満切捨て)

2. 平成28年度の運用利益金の総額等

下記(1)(2)(3)(4)の合計額: 8,326,733,066円

(1)平成28年度において再資源化預託金等を運用して得た運用利益金(再資源化預託金等特定資産運用益)の総額: 8,265,176,605円

(2)平成27年度の利率計算において利率の小数点以下5位未満切捨て処理にて生じた差額: 8,538,028円

(3)平成28年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた1円未満の端数を合計した額等: 8,833,457円

(4)平成27年度以前に請求され、平成28年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、平成27年度までの複利計算をした元利合計額と支払金額との差額: 44,184,976円

3. 平成28年度末における再資源化預託金等の残高

下記(1)(2)の合計額: 853,325,251,787円

(1)平成28年度末における再資源化等預託金の残高: 839,332,136,917円

(2)平成28年度末における情報管理預託金の残高: 13,993,114,870円

4. 平成28年度末における平成27年度までの運用利益金の残高

下記(1)から(2)(3)(4)(5)の合計を減じた額: 71,641,845,184円

(1)平成27年度末の運用利益金(未払再資源化預託金等利息)の残高:

76,987,335,025円

(2)平成28年度に再資源化預託金等の払渡し等に付して支払った利息の総額:

5,283,933,380円

(3)平成27年度の利率計算において利率の小数点以下5位未満切捨て処理にて生じた差額:

8,538,028円

(4)平成28年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた1円未満の端数を合計した額等:

8,833,457円

(5)平成27年度以前に請求され、平成28年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、平成27年度までの複利計算をした元利合計額と支払金額との差額:

44,184,976円

5. 利率

$8,326,733,066 \div 924,967,096,971 = 0.0090022$

となるので、小数点以下5位未満を切捨てた結果は 0.00900 となる。

※再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成28年度の利率の算出
方法

別紙「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成28年度の利率の算出」に記載。

以上

平成 29 年 4 月 17 日
 公益財団法人自動車リサイクル促進センター
 資金管理センター

再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する平成 28 年度の利率の算出

1. 再資源化預託金等に付する利息の考え方

- (1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 75 条では、資金管理法人は主務省令で定めるところにより、再資源化預託金等に利息を付さねばならないとしており、主務省令(同法施行規則第 70 条)で詳細が規定されている。(参考 1 を参照。)
- (2) 同法施行規則第 70 条では、以下のルールで再資源化預託金等に利息を付すこととしている。

【利息が付される期間】

当該再資源化預託金等が預託された日の属する年度から、以下に掲げる行為が行われた日の属する年度の前年度

- ①再資源化等預託金について、自動車製造業者等から払渡し請求をされたとき。
- ②再資源化預託金等について、中古車輸出した自動車所有者から返還請求をされたとき。
- ③再資源化預託金等について、特定再資源化預託金等として出えん等の承認申請、又は再資源化等預託金の一部負担の認可申請がされたとき。
- ④情報管理預託金について、情報管理センターから払渡し請求をされたとき。

(利息が付される期間の例示)

	○: 預託日 ▲: 請求・申請日			利息付与の年度
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
ケース 1	○		▲	平成 27、28 年度
ケース 2		○	▲	平成 28 年度
ケース 3			○ ▲	なし

【利息計算の方法】

上記の期間の各年度における利率を用いて複利計算して算出した元利合計額(1 円未満は切捨て)から当該再資源化預託金等の額を減じた額

2. 平成 28 年度の利率

以下の①②③④の合計額を、⑤⑥の合計額で除して算出し、小数点以下 5 位未満を切り捨てたもの。

【分子】

- ①平成 28 年度に再資源化預託金等を運用して得た運用利益金^(※1)の総額
- ②平成 27 年度の利率計算において利率の小数点以下 5 位未満を切捨て処理したことにより生じた差額
- ③平成 28 年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた 1 円未満の端数の合計金額を合算した額
- ④平成 27 年度以前に請求され、平成 28 年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、平成 27 年度までの複利計算した元利合計額と返還金額との差額

【分母】

- ⑤平成 28 年度末における再資源化預託金等(承認・認可済特定再資源化預託金等を除く。)の残高
- ⑥平成 28 年度末における平成 27 年度までの運用利益金の残高

※1 運用利益金について

以下の 3 つの合計額が運用利益金となる。

- ①平成 28 年度中における保有期間に応じて発生する保有債券の利息額
- ②債券の取得価格が額面と異なる場合^(※2)においては、当該債券の取得月(平成 27 年度以前に取得した債券については、平成 28 年 4 月)から償還月までの期間に対する、取得月(平成 27 年度以前に取得した債券については、平成 28 年 4 月)から平成 29 年 3 月(平成 28 年度に償還される債券については償還月)までの期間に応じて償却原価法^(※3)により計算した償却損益額。
- ③平成 28 年度に入金された金融機関からの利息収入

※2 債券の取得価格と額面の乖離について

債券を保有すると、每期利息が発生するとともに、満期償還時に債券の額面金額を受け取ることができる。市場の金利は経済情勢によって変化するため、額面金額に対する利息の割合と市場金利には当然乖離が発生し、この乖離は額面価額と債券の市場価格の差として反映されることとなる。

※3 償却原価法について

債券を額面金額より高い価格で取得した場合には、償還時に額面と取得価格の差額相当分の償還差損が発生し、額面より低い価格で取得した場合には、償還時に額面と取得価格の差額相当分の償還差益が発生する。償却原価法とは、この差損益の計上に際して、償還時に一度に計上しないで、償還日までの期間に応じて均等に償却する方法。

上記の算式に実績値を当てはめて計算すると 0.0090022 となり、小数点以下 5 位未満を切捨てるため、0.00900 となる(別紙参照)。

以上

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の抜粋

(利息)

第75条 資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、再資源化預託金等に利息を付さなければならない。

(再資源化預託金等の払渡し)

第76条 自動車製造業者等は、第21条の規定によりフロン類回収業者、解体業者又は破砕業者から特定再資源化等物品を引き取ったときは、主務省令で定めるところにより、第73条第1項から第3項までの規定により預託された再資源化等預託金であつて当該特定再資源化等物品に係るものについて、資金管理法人に対し、その払渡しを請求することができる。この場合において、当該請求を行う自動車製造業者等は、資金管理法人に対して、情報管理センターが第85条第1項の規定による請求を受けて交付する同項に規定する書類等であつて自らが当該特定再資源化等物品を確実に引き取ったことを証する事項が記載され、又は記録されたものを提出しなければならない。

2 <省略>

3 前2項の規定は、指定再資源化機関が第106条第2号に規定する業務に関して特定再資源化等物品を引き取った場合について準用する。

4 第31条第1項の認定を受けた自動車製造業者等は、同項の規定により解体自動車の全部再資源化の実施を委託した解体業者又は破砕業者（以下この条において「委託解体業者等」という。）が解体自動車全部利用者に当該解体自動車を引渡したときは、主務省令で定めるところにより、第73条第1項から第3項までの規定により預託された再資源化等預託金のうち当該解体自動車に係る第34条第1項第1号に定める料金に相当するものについて、資金管理法人に対し、その払渡しを請求することができる。この場合において、当該請求を行う自動車製造業者等は、資金管理法人に対して、情報管理センターが第85条第3項の規定による請求を受けて交付する同条第1項に規定する書類等であつて委託解体業者等が解体自動車全部利用者に当該解体自動車を確実に引き渡したことを証する事項が記載され、又は記録されたものを提出しなければならない。

5 <省略>

6 情報管理センターは、第81条第1項の規定による報告がされたときは、主務省令で定めるところにより、第73条第4項の規定により預託された情報管理預託金で当該報告がされた使用済自動車に係るものについて、資金管理法人に対し、その払渡しを請求することができる。

(再資源化預託金等の取戻し)

第78条 再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者は、当該自動車を輸出した場合その他当該再資源化預託金等を預託しておく必要がないものとして政令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該再資源化預託金等を取り戻すことができる。

2 前項の規定による取戻しの権利は、当該自動車を輸出した日から2年経過したとき（同項の政令で定める場合にあつては、政令で定めるとき）は、時効によって消滅する。

(特定再資源化預託金等の取扱い)

第98条 資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等（その利息を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「特定再資源化預託金等」という。）があるときは、政令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等をその資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関に対し第106条第2号から第5号までの業務に要する費用に充てることを条件として、若しくは情報管理センターに対し第114条に規定する情報管理業務に要する費用に充てることを条件として出えんすることができる。

一 再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者に係る第78条第1項の取戻しの権利が同条第2項の規定により消滅した場合における当該再資源化預託金等

二 解体自動車解体自動車全部利用者に引き渡された場合（当該解体自動車が第31条第1項の規定により自動車製造業者等が主務大臣の認定を受けて行う全部再資源化の委託に係るものである場合を除く。）における当該解体自動車に係る再資源化等預託金（第34条第1項第1号に定める料金又は第108条第1項第1号に定める料金に相当するものに限る。）

三 フロン類回収業者がフロン類の再利用をした場合における当該フロン類の破壊に係る再資源化等預託金

四 再資源化預託金等が預託されている自動車最後に自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付（道路運送車両法第62条第2項（同法67条第4項において準用する場合を含む。）の規定による自動車検査証の返付をいう。以下同じ。）を受けた日から起算して20年を経過する日（以下この号において「期限日」という。）までの間に当該自動車に係る特定再資源化等物品に係る再資源化等預託金又は情報管理預託金について第76条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第4項及び第6項の規定による払渡しの請求がない場合における当該再資源化預託金等（前3号に掲げるもの及び当該自動車の所有者が所有者が主務省令で定めるところにより期限日以後においても当該自動車を継続して使用する旨を資金管理法人に通知した場合における当該再資源化預託金等を除く。）

五 前各号に掲げるもののほか第76条第1項、第4項及び第6項の規定による払渡しの必要がないものとして主務大臣が認める場合における当該再資源化預託金等

2 資金管理法人は、前項の規定により特定再資源化預託金等をその資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関若しくは情報管理センターに対し出えんした後において、なお主務省令で定める額を超える額の特定再資源化預託金等があるときは、資金管理法人が定める期間（次項において、「特定期間」という。）に限り、自動車の所有者が第73条第1項又は第3項の規定により預託すべき再資源化等預託金の一部を負担することができる。

3 前項の場合において、資金管理法人は、あらかじめ、政令の定めるところにより、特定期間、その負担する金銭（第5項において「負担金」という。）の額その他主務省令で定める事項を定めた計画を定めた計画を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 <省略>

5 <省略>

「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則」の抜粋

(利息)

第70条 法第75条の規定により再資源化預託金等に付する利息の額は、当該再資源化預託金等（既に法第98条第3項の規定による認可を受けたものを除く。）について、法第76条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第4項若しくは第6項の規定による払渡しの請求、法第78条第1項の規定による取戻しの請求、法第98条第1項の規定による承認の申請又は同条第3項の規定による認可の申請（以下この条において「請求等」という。）がされたときに、当該再資源化預託金等の額に対し当該再資源化預託金等が預託された日の属する年度から当該請求等がされた日の属する年度の前年度までの期間に応じ、複利による計算をして得た元利合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）から当該再資源化預託金等の額を減じて得た額とし、その利率は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 法附則第1条第2号の政令で定める日（平成17年1月1日）が属する年度
当該年度において再資源化預託金等を運用して得た利息その他の運用利益金の総額を当該年度末における再資源化預託金等（法第98条第1項の規定による承認又は同条第3項の規定による認可を受けた特定再資源化預託金等を除く。）の総額で除して得た率（当該率に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）
- 二 法附則第1条第2号の政令で定める日（平成17年1月1日）が属する年度の翌年度以降の年度
当該年度において再資源化預託金等を運用して得た利息その他の運用利益金の総額に次に掲げる額を加えて得た額（以下この条において、「運用利益金総額等」という。）を当該年度末における再資源化預託金等（法第98条第1項の規定による承認又は同条第3項の規定による認可を受けた特定再資源化預託金等を除く。）の総額に再資源化預託金等を運用して得た利息その他の運用利益金の当該年度の前年度末における残高の額を加えて得た額から当該年度に再資源化預託金等に付した利息の総額及び次に掲げる額を減じて得た額（以下この条において「再資源化預託金等総額等」という。）で除して得た率（当該率に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）
- イ 当該年度の前年度における運用利益金総額等から当該年度の前年度における再資源化預託金等総額等に当該年度の前年度の利率を乗じて得た額を減じて得た額
- ロ 当該年度に法第76条第1項、第4項若しくは第6項の規定による払渡し若しくは法第78条第1項の規定による取戻しがされ、又は法第98条第1項の規定による承認若しくは同条第3項の規定による認可を受けた再資源化預託金等（既に同項の規定による認可を受けたものを除く。以下この条において「払渡し等がされた再資源化預託金等」という。）の額（その利息の額を除く。）に対し、当該再資源化預託金等が預託された日の属する年度から当該再資源化預託金等について請求等がされた日の属する年度の前年度までの期間に応じ、複利による計算をして得た元利合計額の総額から当該年度に払渡し等がされた再資源化預託金等の額の総額を減じて得た額

ハ 当該年度の前年度以前に請求等がされ、当該年度に払渡し等がされた再資源化預託金等の額（その利息の額を除く。）に対し、当該再資源化預託金等が預託された日の属する年度から当該年度の前年度までの期間に応じ、複利の計算をして得た元利合計額の総額から当該年度の前年度以前に請求等がされ、当該年度に払渡し等がされた再資源化預託金等の額の総額を減じて得た額

平成28年度の利率

添付

分子

平成28年度の運用利益金の総額等(①+②+③+④)

8,326,733,066円

①平成28年度において再資源化預託金等を運用して得た運用利益金の総額(参考3の1. 参照) 8,265,176,605円	+	②平成27年度の利率計算において利率の小数点以下5位未満切捨て処理にて生じた差額 [⑥(ハ)と同じ] 8,538,028円	+	③平成28年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた1円未満の端数を合計した額等 [⑥(ニ)と同じ] 8,833,457円	+	④平成27年度以前に請求され、平成28年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、平成27年度までの複利計算をした元利合計額と返還金額との差額 [⑥(ホ)と同じ] 44,184,976円
---	---	--	---	--	---	---

$$= \frac{8,326,733,066}{924,967,096,971} = 0.0090022\dots \rightarrow 0.00900 \quad (\text{※})$$

分母

平成28年度末における再資源化預託金等の残高及び平成28年度末における平成27年度までの運用利益金の残高(⑤+⑥)

924,967,096,971円

⑤平成28年度末における再資源化預託金等の残高 =(イ)+(ロ)-(ハ)-(ニ)-(ホ)-(ヘ) 853,325,251,787円 (イ)平成27年度末における再資源化預託金等の残高: 845,169,050,038円 (ロ)平成28年度に預託された再資源化預託金等の総額: (参考3の2. 参照) 53,484,361,259円 (ハ)平成28年度に自動車製造業者等又は情報管理センターに払渡された再資源化預託金等の総額: (参考3の3. 参照) 29,868,047,245円 (ニ)平成28年度末における承認・認可済特定再資源化預託金等の残高: 0円 (ホ)平成28年度に中古車輸出した自動車所有者への返還が確定された再資源化預託金等の総額: (参考3の4. 参照) 15,324,446,995円 (ヘ)平成28年度に出えん等を行った承認・認可済特定再資源化預託金等の総額: (参考3の5. 参照) 135,665,270円	+	⑥平成28年度末における平成27年度までの運用利益金の残高 =(イ)-(ロ)-(ハ)-(ニ)-(ホ) 71,641,845,184円 (イ)平成27年度末の運用利益金の残高: 76,987,335,025円 (ロ)平成28年度に再資源化預託金等の払渡し等に付して支払った利息の総額: (参考3の6. 参照) 5,283,933,380円 (ハ)平成27年度の利率計算において利率の小数点以下5位未満切捨て処理にて生じた差額: 8,538,028円 (ニ)平成28年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた1円未満の端数を合計した額等: 8,833,457円 (ホ)平成27年度以前に請求され、平成28年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、平成27年度までの複利計算した元利合計額と返還金額との差額: 44,184,976円
--	---	--

(※)使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第70条の規定に基づき小数点以下五位未満の端数を切り捨てる。